

令和6年度渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要領

令和6年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は家庭における温室効果ガスの排出抑制及び災害に強いまちづくりを推進するため、温暖化対策設備等を導入した費用の一部を補助します。
内容	<p>補助の対象となる設備等（以下「対象設備等」という。）は、次に掲げるものです。</p> <p>対象設備等の要件は、別表第1のとおりです。</p> <p>なお、補助金の申請は、各対象設備等につき各1回限りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置用リチウムイオン蓄電池システム 2 住宅用太陽光発電システム 3 V2H 4 EV又はPHEV 5 ペレットストーブ
	<p>対象設備等を取得した次に掲げる条件を満たす者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されていること（EV又はPHEVの申請については1年以上記録されていること）。 2 対象設備等を取得した住宅に居住していること。 3 対象設備等の取得に要する費用を負担していること。 4 電力会社と電力受給契約を締結していること（EV又はPHEV及びペレットストーブの申請を除く。）。 5 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 6 市税の滞納がないこと。 7 同一の住宅において、同様の対象設備に係る補助金の交付を本市から受けていないこと。
	<p>別表第1に掲げる条件を満たす対象設備等の取得に要する費用です。ただし、ペレットストーブについては、本体価格に限ります。</p>
	<p>補助金の交付金額は別表第2に掲げるとおりです。</p> <p>なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>
	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、594万円です。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p>
交付	対象設備の導入日から6か月以内に、環境森林課へ書面の提出により申請してください。対象設備代金の領収日又は保証の開

<p>手続等</p> <p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>始日のいずれか早い日をもって導入日とします。ただし、住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽光発電システムとともに設置する定置用リチウムイオン蓄電池システム及びV2Hにおいては電力受給を開始した日とします。また、EV又はPHEVについては、自動車検査証の初年度登録日とします。</p> <p>渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、別表第3に掲げる書類を添えて、令和7年3月31日までの市役所開庁日に提出してください。</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定、確定の時期等</p>	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定及び確定をします。補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>交付決定後、申請者から提出された渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付請求書（様式第3号）に基づき、請求日から30日以内に補助金を支払います。</p>
<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 2 補助対象設備等を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過する前に、移動、転売、譲渡、交換、貸付け又は担保に供したとき。 <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 2 交付を受けた補助金額が交付の対象となる経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付請求書（様式第3号）</p>
<p>その他</p>	<p>補助対象者は、対象設備の導入に関する帳簿及び書類を備え付け、交付決定が確定した年度の翌年度から5年間保存しなけ</p>

	ればなりません。
取扱担当課	渋川市役所環境森林課（本庁舎） 電話 0279-22-2114（直通）（内線1147） メールアドレス kankyou@city.shibukawa.gunma.jp

別表第 1

対象設備	要件
定置用リチウムイオン蓄電池システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置前において、使用に供されていないこと。対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第 2 条第 2 項に規定する「新築住宅」であること。 2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置前において、使用に供されていないこと。対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第 2 条第 2 項に規定する「新築住宅」であること。 2 定置用リチウムイオン蓄電池システム又は V 2 H とともに住宅用太陽光発電システムを設置し、常時定置用リチウムイオン蓄電池システム又は V 2 H と接続していること。
V 2 H	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置前において、使用に供されていないこと。対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第 2 条第 2 項に規定する「新築住宅」であること。 2 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに V 2 H を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに V 2 H を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 3 一般財団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としている V 2 H

	であること。
E V又はP H E V	<p>1 新車であること</p> <p>2 自家用に使用する車両であって、補助金申請者が車両所有者及び車両使用者であること（割賦(残価設定割賦を含む。)による購入の場合は、販売店又はファイナンス会社等が車両所有者であっても補助対象とする。)</p> <p>3 N e Vが実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において補助対象としているE V又はP H E V（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。</p> <p>4 V 2 Hと接続する機能を有する車両であること。</p> <p>5 E V又はP H Vの保管場所となる住宅にV 2 Hが設置されていること又は当該車両の購入とともに設置すること。</p>
ペレットストーブ	<p>1 設置前において、使用に供されていないこと。</p> <p>2 居住する住宅内に設置していること。</p>

別表第2

対象設備	補助金の額
定置用リチウムイオン蓄電池システム	蓄電容量
	(1) 4キロワットアワー未満 30,000円 (2) 4キロワットアワー以上 50,000円
住宅用太陽光発電システム	30,000円
V 2 H	50,000円
E V又はP H E V	50,000円
ペレットストーブ	補助対象経費の2分の1（上限50,000円）

別表第3

区分	添付書類
<p>共通して必要となるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備の工事請負（売買）契約書の写し 2 対象設備の支払証拠書類（領収書等）の写し 3 住民票の写し（世帯主及び世帯全員の情報が記載されたもので、発行後3か月以内のもの。） 4 申請者の市税に未納額のないことを示す証明書（発行後1か月以内のもの） 5 明細書等の補助対象経費の項目別金額が確認できる書類（契約書で確認できないとき） 6 その他市長が必要と認めるもの <p>【注1】各対象設備の申請を同時に行う等の理由により、市長が重複する書類の提出が必要ないと認める場合は、この限りではありません。</p> <p>【注2】補助対象事業者は、必要に応じて市長の求める対象設備に関する資料の提出に協力しなければなりません。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電池システムの申請に必要となるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 定置用リチウムイオン蓄電池の蓄電容量が確認できる書類の写し（契約書の写しで確認できないとき） 2 設置箇所の位置図 3 定置用リチウムイオン蓄電池を設置した建物全体写真及び定置用リチウムイオン蓄電池の設置写真 4 定置用リチウムイオン蓄電池の型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料 5 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類 6 電力会社との受給契約の内容が確認できる書類の写し
<p>住宅用太陽光発電システムの申請に必要となるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力購入を開始した日を証する書類の写し 2 出力対比表の原本の写し 3 システム配置図の写し（写真でモジュールの枚数が確認できないとき）

	<p>4 パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料（銘板の写真、保証書の写し又は検査成績証の写し）</p> <p>5 太陽電池モジュールを設置した建物全体写真、太陽電池モジュールの設置写真及び連系点建物全体写真</p> <p>6 電力会社との受給契約の内容が確認できる書類の写し</p>
<p>V 2 Hの申請に必要となるもの</p>	<p>1 V 2 Hの仕様、規格等が確認できる書類の写し（カタログ等、対象設備であることが確認できるもの）</p> <p>2 設置箇所の位置図</p> <p>3 V 2 Hを設置した建物全体写真及びV 2 Hの設置写真</p> <p>4 V 2 Hの型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料</p> <p>5 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類</p> <p>6 電力会社との受給契約の内容が確認できる書類の写し</p>
<p>E V又はP H E Vの申請に必要となるもの</p>	<p>1 E V又はP H E Vの自動車検査証の写し</p> <p>2 E V又はP H E Vを導入した建物全体写真及びE V又はP H E Vの写真（保管場所において、車両番号が確認できるもの）</p>
<p>ペレットストーブの申請に必要となるもの</p>	<p>1 ペレットストーブの仕様、規格等が確認できる書類の写し（カタログ等、対象設備であることが確認できるもの）</p> <p>2 設置箇所の位置図</p> <p>3 ペレットストーブを設置した建物全体写真及びペレットストーブの設置写真</p> <p>4 ペレットストーブの型式名、製造番号及び保証開始日が確認できる資料</p>

様式第 1 号

令和 年 月 日

渋川市長 高 木 勉 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付申請書兼実績報告書
渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の申請額

対象設備	申請額
定置用リチウムイオン蓄電池システム	円※ ¹
住宅用太陽光発電システム	円※ ²
V 2 H	円※ ³
EV又はPHEV	円※ ⁴
ペレットストーブ	円※ ⁵
合 計	円

※1 蓄電容量が4キロワットアワー未満のとき 30,000 円、4キロワットアワー以上 50,000 円。

※2 一律 30,000 円。

※3 一律 50,000 円。

※4 一律 50,000 円。

※5 本体価格の2分の1 (1,000 円未満の端数切り捨て)、上限 50,000 円。

2 対象設備の概要

設置（保管）場所	渋川市	番地
導入日	令和	年 月 日

定置用リチウムイオン蓄電池	
メーカー名	
型式名	
蓄電容量	kWh

住宅用太陽光発電システム		
	①	②
メーカー名		
型式名		
太陽電池の公称最大出力の計 (A)	kW	kW
パワーコンディショナ		
メーカー名		
型式名		
定格出力 (B)	kW	kW
(A) と (B) の小さい方 (C)	kW	kW
(C) の合計		kW

V 2 H	
メーカー名	
型 式 名	

E V 又は P H E V	
メーカー名	
車 種	
型 式 名	

ペレットストーブ	
メーカー名	
型 式 名	

3 添付書類

- (1) 渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要領別表第3に掲げる書類

4 誓約事項

- (1) 渋川市の住民基本台帳に記録されています（E V 又は P H E V の申請については1年以上）。
- (2) 対象設備等を導入した住宅に居住しています。
- (3) 対象設備等の導入に要する費用を負担しています。
- (4) 電力会社と電力受給契約を締結しています（E V 又は P H E V 及びペレットストーブの申請を除く。）。
- (5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当していません。
- (6) 渋川市税を滞納していません。
- (7) 同一の住宅において、同様の補助対象設備に係る補助金の交付を渋川市から受けていません。
- (8) 補助対象設備等を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過する前に、移動、転売、譲渡、交換、貸付け又は担保に供しません。

5 補助対象経費の明細（対象設備等に関する契約書）

契 約 日	令 和 年 月 日		
※ ¹ 対 象 経 費	補助対象項目	金額（税抜／円）	備考
	①定置用リチウムイオン蓄電池		
	②住宅用太陽光発電システム		
	③V2H		
	④EV又はPHEV		
	⑤ペレットストーブ		
	補助対象経費 小計（a）		（①～⑤の 合計）

※1 ①～④の対象設備については、本体価格及び設置に係る費用の合計額を記入してください。⑤ペレットストーブについては、本体価格のみを記入してください。

※ ²	項目	メーカー名等	数量	金額（税抜／円）	備考
対 象 外 経 費					
		補助対象外経費 小計（b）			

※2 契約書合計の経費のうち、対象経費以外のことについて記入してください。

契 約 書 合 計	項 目	金額（円）	備考
	合 計		（a + b）
	消費税		
	契約書合計		

様

渋川市長 高 木 勉 印

渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 補助金の申請額	円
2 補助金の決定額	円
3 条 件	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 （1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 （1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 （2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
4 補助金不交付理由	
5 指 示	

様式第3号

令和 年 月 日

渋川市長 高木 勉 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付請求書
渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額

請求金額		円
------	--	---

2 振込先

口座名義人	カナ		
	漢字		
口座番号		銀行・信用金庫 信用組合・農協 その他 ()	1 普通No.
		本店・支店 支所・出張所 その他 ()	2 当座No.